

大阪、東京、中研、四日市、福岡、札幌、石労本部
石労支部、石原テクノ㈱、石原バイオサイエンス㈱、石原鉱産㈱、石原酸素㈱、
石原エンジニアリングパートナーズ㈱

公告 893 号
2024 年 12 月 2 日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合
理事長 西山 良夫



規程設定に関する件

表記に関しまして、令和 6 年 12 月 2 日の健康保険法改正に伴う規程の設定について
次の通り公告いたします。

1. 規程 37
「資格確認書管理規程」の設置

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

以上

<添付資料>

「資格確認書管理規程」

< 添付資料 >

資格確認書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、石原産業健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第3条 資格確認書の原紙は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払出し)

第4条 資格確認書の原紙を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿（別紙様式）へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(無効証及び廃棄処分)

第5条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。

2 資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。